

■ 保育所

- 対象者
 - 町内に住所があり、保護者及び同居の親族が次のいずれかに該当するため、保育ができない場合。
- ・常時働いている
- ・母親が出産の前後、病気、負傷、または心身に障害がある
- ・長期にわたる疾病、または心身に障害がある同居の親族を常時介護している
- ・火災、風水害、地震などによる家屋などの復旧にあたっている間
- ・その他、就学、父母の不在、求職中など
- ※保護者が求職中の場合、2か月間だけ入所できます。2か月間で仕事が決まれば、延長可能です。決まらない場合は退所となります。
- 募集定員
- ・猪苗代保育所
 - 80人(うち生後6ヶ月以上1歳未満児5人)
- ・中の沢保育所
 - 35人(うち生後6ヶ月以上1歳未満児3人)
- ※25年4月1日現在
- 保育料
 - 児童の年齢と保護者などの所得税と住民税の課税状況によって決定します。詳しい保育料については、申し込み時にお渡しする一覧表のとおりです(保育料は改正される場合もあります)。

- 開所日 日曜日、祝祭日、年末年始を除く日
- 保育時間 午前8時30分～午後5時15分
 - ※通常時間での送迎が困難な場合は、午前7時30分～午後6時。
- 受付期間 25年1月7日(月)～31日(木)
- 申し込み方法 各保育所にある申込み用紙に必要事項を記入の上、必要書類を添付して最寄りの保育所に申し込んでください。
- 申し込みに必要な書類
 - ①保育所入所申込書
 - ②24年分源泉徴収票(年末調整済のもの、父母分)か24年分確定申告書の写し
 - ③父母の在職証明書 ④課税台帳閲覧同意書
 - ※別途書類を提出してもらった場合があります。
- その他 定員超えなどで希望する保育所へ入所できない場合があります。第2、第3希望の保育所、こども園も記入してください。

■ 幼稚園

- 対象者 町内に住所がある満4～5歳児
 - ・5歳児(19年4月2日～20年4月1日生まれ)
 - ・4歳児(20年4月2日～21年4月1日生まれ)
- 募集定員
- ・猪苗代幼稚園 140人 ・千里幼稚園 105人
- ・翁島幼稚園、吾妻幼稚園各70人
- 保育料 月額5,600円
 - ※保育料の他に保育用品代や教材費が必要です。
- 預かり保育について
 - 25年度の預かり保育を猪苗代幼稚園と千里幼稚園で実施します。希望する人は、預かり保育申込書に必要事項を記入の上、申し込んでください。通常保

- 育料のほかに預かり保育料がかかります。
- ・預かり保育料 月額5,000円
- ・実施日
 - ①通常の保育が行われている日(月～金曜日)
 - 早朝 午前7時30分～8時30分
 - 通常の教育時間後 午後2時～6時
 - ②土曜日、春季休園日、夏季休園日、冬季休園日および学年末休園日 午前7時30分～午後6時
- 受付期間 25年1月8日(火)～31日(木)
- 申し込み方法 各幼稚園にある申込み用紙に必要事項を記入の上、必要書類を添付して希望する幼稚園に申し込んでください。

■ さくらこども園

さくらこども園は、幼稚園と保育所の良いところを生かしながら、両方の役割を果たすことができる認定こども園です。0歳児から2歳児までを乳児保育部門とし、対象となる乳幼児の基準は保育所と同じです。3歳児から5歳児は幼児教育部門として運営します。町内に住所がある0歳児から5歳児であれば募集定員数の範囲内で入園できます。

- 対象者 町内に住所がある0～5歳児
 - ※25年4月1日現在
- 募集定員
 - ・0歳児6人(生後6ヶ月以上1歳未満)
 - ・1歳児12人 ・2歳児12人
 - ・3歳児～5歳児各30人
- 保育料
 - ①0～2歳児
 - 保護者などの所得税と住民税の課税状況によって決定します(保育所と同じ料金階層区分です。申し込み時に説明します)。
 - ②3～5歳児 月額5,600円(幼稚園と同じ)
 - ※保育料のほかに保育用品代や教材費が必要です。
- 保育時間
 - ①0～2歳児…保育所と同じ
 - ②3～5歳児…幼稚園と同じ
- 休園日
 - ①0～2歳児
 - 日曜日(第2・第4日曜を除く)、祝日、年末年始、教育委員会が必要と認める日
 - ②3～5歳児
 - 土・日曜日、春季・夏季・冬季休園日、および学年末休園日、教育委員会が必要と認める日

- 長時間保育
 - ・対象幼児 3～5歳児
 - ・料金 月額5,000円
 - ・実施日
 - 月～土曜日、第2・第4日曜日、春季・夏季・冬季休園日及び学年末休園日
 - ※日曜日(第2・第4日曜を除く)、祝日、年末年始、教育委員会が必要と認める日は実施しません。
 - ・時間
 - ①通常の保育が行われている日(月～金曜日)
 - 早朝 午前7時30分～8時30分
 - 通常の教育時間後 午後2時～6時
 - ②土曜日、第2・第4日曜日、春季休園日、夏季休園日、冬季休園日及び学年末休園日
 - 午前7時30分～午後6時
- 給食の実施
 - 給食がありますので、給食費(1食あたり約250円)が必要です。
 - ※0～2歳児までは保育料に含まれます。
- 受付期間 25年1月7日(月)～31日(木)
- 申し込み方法 こども園にある申込み用紙に必要事項を記入の上、必要書類を添付して申し込んでください。

■ 問い合わせ

- 保育所・幼稚園・こども園
 - こども課こども園業務(さくらこども園内)
 - ☎(66)2127

- ※幼稚園の預かり保育についての問い合わせ
 - 猪苗代幼稚園 ☎(62)3234
 - 千里幼稚園 ☎(65)2291

お知らせ

インフルエンザ予防接種は1月31日まで

本年度のインフルエンザ予防接種の助成対象期間は、1月31日までとなっています。接種を予定している人は、忘れずに接種してください。期間を過ぎてからの接種は、すべて自己負担になりますので、ご注意ください。償還払いの請求期限は、3月31日までです。忘れずに手続きをしてください。

▼問い合わせ先
保健福祉課 健康づくり業務
☎(62) 21115

町と小野育英会が優秀な奨学生を募集します

町と小野育英会では、25年度の奨学生を募集します。対象者は、町内に住所があり、この4月から高等学校に進学する人です。

- ▼奨学資金の額
両奨学資金とも月額1万円
- ▼貸与期間
25年4月～28年3月(3年間)
- ▼願書提出期限
3月1日(金)
- ▼出願方法

者の指定する口座からの引き落としとなります。初めて登録する人は金融機関に口座振替依頼書を提出し、引き落としの手続きをしてください。利用申請書と口座振替依頼書は、各児童クラブ、保健福祉課、保育所、幼稚園、こども園に備え付けてあります

放課後児童クラブ指導員募集

児童クラブの25年度指導員を募集します。

- 募集人員 指導員20名、補助指導員若干名
- ※補助指導員は指導員が休暇を取る場合の代替として勤務します

●資格要件
心身ともに健康で、65歳以下(25年4月1日現在)の次のいずれかに該当する人

- ①教諭、保育士の資格を有する人
- ②児童健全育成に熱意のある人

- 勤務条件
- ①月曜から金曜の平日
午後1時から午後6時15分まで
- ②土曜日・長期休業中・振り替え休日(運動会など)
午前8時から午後6時15分まで
- ※日・祝日は休日です。

- 勤務内容 生活指導、余暇指導、クラブの庶務会計
- 勤務場所 左表のとおり
- 申込方法 町指定の履歴書に写真貼付のうえ、2月13日(水)まで、保健福祉課へ申し込んでください。履歴書は保健福祉課に備え付けてあります。

●問い合わせ先 保健福祉課 社会福祉業務 ☎(62) 2115

放課後児童クラブ登録児童募集

放課後や長期休業中の生活指導や余暇指導を集団で行う児童クラブの25年度登録児童を募集します。

- 対象児童
- ①町内小学校に在籍する1～6年生の児童
- ②留守家庭の児童
- ※希望者多数の場合は、1～3年生までの低学年児童と通学区域に事情のある児童を優先とします。

●開設場所と定員

| 児童クラブ | 開設場所 | 定員(程度) |
|-------|---------------|--------|
| 猪苗代 | 猪苗代小学校敷地内 | 40人 |
| 翁島 | 翁島地区コミセン | 40人 |
| 千里 | 千里地区コミセン | 40人 |
| 緑 | 月輪地区コミセン | 40人 |
| 長瀬 | 旧長瀬連絡所 | 40人 |
| 吾妻 | 吾妻小学校内こいのスペース | 40人 |

- 開設時間
- ・月～金曜日 放課後～午後6時
- ・土曜日・長期休業中・振り替え休日(運動会など)
午前8時～午後6時
- 指導内容 生活指導、余暇指導
- 経費
- ①負担金 月額2,000円※減免規定があります
- ②その他 教材費月額1,000円、傷害保険料年額1,000円程度、おやつ代金実費分
- 受付期間 平成25年1月10日(木)～31日(木)
- 申込方法 利用申請書により各児童クラブまたは保健福祉課へ申し込んでください。負担金は、利用申請

・奨学生願書と奨学生推薦調書を、在学する学校経由で教育総務課へ提出してください。
・奨学生願書には、連帯保証人の署名が必要です。
・連帯保証人は、本人の父、母、兄弟またはこれに代わる人で、奨学資金返還の義務を負える人に限ります。

新年あいさつ交歓会は1月4日に開催します

年頭にあたり、さらなる町政進展を誓うため「新年あいさつ交歓会」を開催します(どなたでも参加できます)。

- ▼開催日時
1月4日(金)
午前11時～正午
- ▼開催場所 役場3階 正庁
- ▼会費 500円
- ▼問い合わせ先
総務課秘書広報業務
☎(62) 2111

地籍図・字限図の閲覧を休止します

23年中の土地の分筆や合筆などの土地異動分を修正するため、次の期間は地籍図と字限図が閲覧できなくなります。

▼休止期間 25年2月1日(金)～3月22日(金)
なお、福島地方支務局若松支局では閲覧できます。

家屋の異動は必ず届出してください

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の家屋の所有者に対し課税されます。家屋を新築、増築、取壊し、所有者変更などの異動があった場合は届出をお願いいたします。

- ▼家屋を取壊した場合
取壊した年は課税されますが、届出により翌年からは課税されません。
- 登記が遅れる場合または未登記家屋の場合
取壊した床面積の大小に関わらず町税務課まで「家屋異動申告書」を提出してください。後ほど、職員が現地を確認します。
- 登記されている家屋の場合
該当する家屋の所在地を管轄する「法務局」で建物滅失登記を行なう必要があります。登記された場合は、法務局から町へ通知が届きますので、町への届出は必要ありません。

▼家屋を新築、増築した場合
完成した年の翌年から課税されます。職員が評価額算出のための調査に伺います。調査の内容は、家の間取りや最終的な各部屋の仕上げなどの確認です。調査の時間は1時間半程度です。(床面積の大小により異なります)基本的には職員が文書や電話などにより調査の日程などを調整しますが、連絡をいただければ随時調査に伺います。

家屋の所有者が変わった場合

届出により取得した年の翌年から課税されます。
○登記が遅れる場合または未登記家屋の場合
相続や売買などにより所有者が変更になった場合は、町税務課まで「家屋異動申告書」を提出してください。新たな所有者を確認したうえで、翌年から課税します。

○登記されている家屋の場合
「法務局」で所有権移転登記を行なうと、法務局から町へ通知が届きますので、町への届出は必要ありません。
これらの異動について、届出が無い場合、所有者の把握が困難になることで課税に影響する場合があります。また、家屋の新築や取壊しは、住宅用地に対する課税標準の特例の変更(届出)が必要になります。

※住宅用地に対する課税標準の特例

住宅の敷地の用に供されている土地で、その住宅を維持し、又はその効用を果たすために使用されている1画地を住宅用地といいます。住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から、その面積によって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。特例は次のとおりです。

- 小規模住宅用地
住宅の敷地で住宅1戸について200平方メートル以下の土地。課税標準額は、土地の決定価格の6分の1。
- 一般住宅用地
住宅の敷地で住宅1戸について200平方メートルを超え、住宅の総床面積の10倍までの土地。課税標準額は、土地の決定価格の3分の1。

※10倍を超える部分の土地については、住宅用地特例の適用はありません。

毎年4月に送付する納税通知書、課税資産(土地・家屋)明細書を確認の上、必ず届出をお願いいたします。なお、登記については法務局または司法書士、土地家屋調査士にご相談ください。

▼問い合わせ先
税務課 賦課業務
☎(62) 2113